広報 としま

第323号
昭和50年10月10日発行

第3期
特別区民税・都民税

納期は10月31日までです

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1—18—1 ☎〔981〕1111 〒170 編集 企画部広報課

臨時行政相談

相談内容は、行政（役所の仕事）に対する苦情や要望です。

常設の相談日は、毎月第二・第四火曜日の午後一時～午後四時まで…会場は区民センター二階第四相談室です。今回臨時に左記で相談を行います。

○10月15日(水)…長崎厚生会館
○10月17日(金)…第12出張所
※時間はいずれも午後一時～午後四時まで。

財政危機の乗りきりを

＝第三回区議会定例会＝

日比区長 決意を表明

昭和五十年第三回定例会が九月二十九日招集されました。冒頭、日比区長は、補正予算を提案するに当たり、区政が直面している財政状況について、そのあらましを報告いたしました。この予算補正により未曽有の財政危機を乗り切り、当初予算に計上した事務事業についても、これを計画通り執行することにより、区民の福祉向上と生活防衛に最大限の努力をする決意をひれきし、区民の皆さんの協力を呼びかけました。

—財政危機の乗りきりに、決意を表明する日比区長—

高度経済成長から低成長への一大転換に伴い、インフレがもたらした戦後最大の不況旋風が持続するなかで、国および全国の自治体における深刻な財政危機の到来と相まって、国民生活における不安と危機感が深まりつつありますことは、誠に容易に堪えないところであります。

今回、補正予算を提案するにあたりまして、区政が直面している財政状況についてそのあらましをご報告申しあげたいと存します。

本区の都区財政調整交付金は五十六億円

すでにご案内のとおり、本年度の都区財政調整につきましては、去る二月三日の都区協議会において、基本方針および要綱に合わせて、二十三区の総フレームの決定をみたところでありますが、その後、経常的経費および投資的経費における測定単位と単位費用について都区間の合意が成り、引続いて補正係数その他につきまして都区間の折衝が続けられてまいったのであります。去る六月の都議会定例会におきまして、都区財政調整条例の一部を改正する条例が議決されましたが、さらに補正係数および区別の数値の決定をまつて、七月二十三日の臨時区長会において区別の算定結果が承認され、翌二十四日の都区協議会におきまして最終決定をみた次第であります。

次に本区におけるその算定結果につきまして、若干ご説明申しあげます。

先ず基準財政収入額でありますが、特別区税につきましては、前年度以前の実績その他を基礎とした調定見込額に、標準徴収率を乗じて算定され、自動車取得税交付金等を加え総額七十九億六百十五万七千円であります。

一方基準財政需要額につきましては、段階、密度、種別および態容の四種の補正係数を用いて算定された経常的経費および投資的経費にその他を加え、総額百三十五億九千三百五十八万六千円となっております。

この結果差引財調交付金の額は五十六億八千七百四十二万九千円となり、前年度に比べ二十六・二パーセントの伸びとなり、また、当初予算計上額に対しましては、二億三千九百九拾五万五千円の増となった次第であります。

特別区税の減収対策に起債

さて、昭和五十年度財調総フレームにおける特別区税収入見込額に対し、約三百億円に上るといわれる二十三区の決算見込額の落ち込み分につきましては、その財源補てん措置を区長会より文書をもつて都知事あて申し入れましたところであります。このたびの区別算定の結果、本区における財政調整上の区税収入見込額と決算見込額との隔きは約八億九千万円と推計され、従いまして、このうち基準財政収入額の再算定または翌年度精算の対象とされる額は、五億四千万円と見込まれるのであります。しかしながら、この特別区税減収の財源対策につきましては、都財政の深刻な現状から、本年度の再算定は到底望み得ず、また来年度における精算も極めて困難と見込まれる状況であります。

一方、国は、地方税のうち、法人二税の落込み分についてのみ、減収補てん債を以てこれに充てる方針を打出しておりますが、その他の地方税減収対策については、何らの方針も示しておりません。

従いまして、特別区民税等の落込みに、いかに対処すべきであるか、都区間で種々協議を重ねてまいりましたが、その結果、各区における減収見込額のおおむね七割相当額について、各区が新たに特別区債を発行することにより、その一部財源措置を行う旨の方針を決定いたし、過日、区長会より自治大臣宛要望書を提出した次第であります。

然しながら、国の減収対策債と異る、この特別区の起債について、自治省の許可が得られるか、否かは、全く予断を許さないところであります。

この方針に沿い本区におきましても、約四億円の起債を別途申請いたすべく、準備しておりますことをご報告申しあげます。以上既略申し述べました本区における昭和五十年度財政調整算定結果に伴う財源の見通しをふまえまして、六月定例会にご提案を見送りました補正予算を、新たな視点から編成いたし、今回区議会にご提案申しあげる次第であります。

新たな視点から編成 補正予算 二十三億円

一般会計補正予算の規模は、二十三億一千九百九拾三万一千円でありまして、これにより、昭和五十年度一般会計歳入歳出予算の総額は、二百三十一億八千六百八十九万円と相成るわけでございます。

補正内容の歳出の主なるものを申し上げますと、生活保護扶助費の改定等に伴なう追加経費、水道料金の改定に伴なう追加経費、特別区債の元利償還金、四十九年度職員給与改定に伴なう経費等、義務的経費の増加分を計上いたしましたほか、商工融資資金、応急小口資金および公益質屋事業貸付原資の追加等不況対策経費、道路改良費及び学校環境整備費の追加、学校プール二ケ所の改築経費、保健所関係追加経費、福祉施設用地買収経費の追加等であります。また都が建設する勤労福祉会館に併設予定の図書館等の施設、及び駒込都電車庫跡地における都営住宅併存施設の建設費につきましては都の財政上の理由により、本年度における事業着手の見込みが全くなくなりましたため、これを今回減額補正いたし当該財源を他の事業に振り当てたのであります。

一方これらを賄う歳入につきましては、今回決定いたしました財調交付金の増加額、昭和四十九年度繰越金、競馬益金増収見込額、および国庫支出金等特定財源を追加計上いたしますとともに、譲渡所得の落込みに伴なう特別区民税の減額補正をいたさんとするものであります。

以上が今回区議会にご提案申しあげる補正予算の主な内容でございますが、これにより本年度における未曽有の財政危機を乗り切るべく、当初予算に計上いたしました各種事務事業につきましても、これらを計画通り執行することにより、区民の福祉向上と生活防衛に最大限の努力をつくしてまいりたいと決意いたしております。

来年度以降の財源難に対処

しかしながら問題は、昭和五十一年度の財政でありますが、残念ながら本年度を遥かに上回る深刻な財源難を予測しなければなりませんことは、十分ご賢察いただけると思うのであります。

従いまして、この事態に積極的に対処いたすべく、現在多面的な努力をつづけているところでありますが、当面光熱水費をはじめ、一般経常経費の節減にかかわる部局別実行計画の策定を指示いたし、内部努力に細心の注意を払つてまいる所存であります。

また区民負担の公平化と財政の効率化に資するため、各種施設の使用料等につきまして、その適正化を図るべく関係職員によるプロジェクトチームを設け、調査検討を進めているところでございます。さらに、コミュニティ施設建設計画の抜本的見直しに係る作業の煮詰めを急いでおりますが、これと平行いたしまして既存の各施設全般につきまして、その多目的利用化、開設時間の延長および利用制限の緩和等を図ることにより、区民サービスの向上を期すべく、これまた関係職員によるプロジェクトチームを設け、鋭意検討を進めておりますことをご報告申しあげたいと存します。これら各般の手だてのほか、区税徴収等財源の確保にも格段の努力をつくし、本年度はもとより来年度以降の財政逼迫に積極的に対処してまいる覚悟でございます。

また、都区間の財源配分の基本的なあり方等、特別区財政制度改革の方向を検討協議する機関として、去る七月十六日特別区長会大役員会を設置いたし、私自身もそのメンバーの一員として参画しておりますことを申し添えます。

婦人との懇談会

区長にあなたのご意見を

▼対象＝区内にお住まいの婦人
▼とき＝10月28日午後2時から
▼ところ＝豊島区民センター
※連絡先＝広報課一内線214
1 お気軽にご参加ください。

区政功労者 晴れの式典に86名

昭和50年

区の振興発展と教育・福祉の向上に —貢献—

区政功労者表彰式が、十月一日区民センターで行われました。

この表彰制度は、条例により自治、教育、社会福祉事業、公共事業、産業振興および公益について功労のあった方々を広く顕彰し、その功績をたたえるものです。今年は七回目になります。

表彰審査会の慎重な審議を経た、つぎの八十六名の方々が、晴れの表彰式にのぞみました。

〔敬称略〕

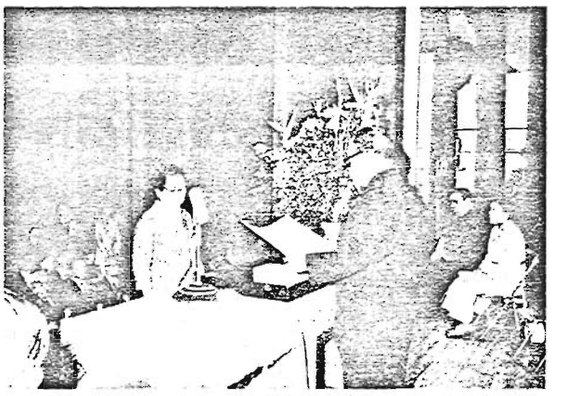

～表彰を受ける区政功労者～

自治功労

☆区議会議員
大島　林平　南大塚一―二―一九
後藤　軍一　上池袋二―三五―二
斉藤　茂雄　目白三―二六―八
鎌　喜三郎　要町一―三五―八
実石　正直　池袋二―一六八二
橋本　壮　上池袋四―三六―三
福田　力　高田二―一六―一七
宮田　誠　南大塚三―二三―五
☆附属機関の委員
衛藤　四郎　長崎二―三―一九
桐野　一文　西池袋五―二七―一九
桜井　凱夫　南大塚三―三二―一
高塚　克己　南長崎一―三―一五
高橋　正雄　池袋二―九七四
中澤　武雄　多摩市桜丘二―一四―四
福島　清　杉並区上井草一―二九―一九
三好　等　板橋区大山町三〇―二
☆各種相談員
竹内　兵衛　横浜市港北区太尾町九四―大倉山ハイム二―四〇二
宮原　守男　池袋四―四四五
堀田　英雄　目白二―一九―五

教育功労

☆区立小中学校医
伊藤　喜八　南池袋二―一九―一
鶏飼　信子　巣鴨四―二三―一
小林　良一　東池袋五―二八―一
佐伯　修　高田一―一―一八
清水　秀夫　高松二―三三
☆区立小中学校PTA会長
平井　忱　雑司が谷一―二六―一〇
保谷　銀次　高田三―一五―一
☆私立幼稚園設置者
工藤　キミ　新宿区下落合三―三―五―七〇六
佐藤　初重　目黒区姉の木坂二―二八―二〇
名倉　マツ　目白五―七―六
並木煙太郎　長崎一―八―九
松平　頼明　駒込四―二―二五
☆私立幼稚園に勤務する教職員
川村　澄子　練馬区富士見台三―七―二一
五明　公子　高松二―三八椚本方
佐藤　兎子　練馬区桜台一―二四　桜台マンション八〇
菅　小哲　高松二―二〇
徳川　宗敬　文京区千石一―六―二四　徳川マンション三
豊島　せい　上池袋二―三五―二二
並木　トク　長崎一―八―九
三好　浪江　目白三―一七―一
森　初恵　高松二―四二
☆私立幼稚園医
椙田　錢興　目白五―四―六
滝口　春子　目白二―五―一〇
☆関係各種団体の長
小沼　英治　南大塚三―二三―三
佐瀬　民雄　上池袋一―四―七

衛生功労

奥村銀次郎　長崎四―二五―一二

社会福祉事業功労

☆区立保育園医
吉澤　ひて　千早町一―三三
☆私立母子寮に勤務する職員
武藤　美枝　長崎一―二二―一一
☆民生委員
伊藤　ハナ　上池袋二―二六―一〇
大須賀静枝　池袋一―五二七
小原勝太郎　西池袋二―二九―一八
金平軍之助　西池袋二―六―一二
川田　ウタ　高田一―二―一二
佐野　毅　上池袋四―四三―一四
瀧澤　しげ　長崎三―一―一四
羽場　アイ　西池袋四―六―九
細潤　アキ　南長崎五―二六―一五
米山　朝敬　東池袋五―二四―六
☆保護司
池沢二三郎　東池袋四―一八―六
大松　信子　池袋二―九八三
恩田　以祢　池袋二―九三四
斉藤　弘　西巣鴨一―三―一二
高倉　保　千早町二―二五

公共事業功労

☆消防団員
石崎　馨　巣鴨三―一六―七
大澤　辰男　巣鴨二―一七―一四
鈴木　豊治　巣鴨三―三―一二
鈴木　弘　巣鴨二―一七―一五
原田　一男　南大塚一―二三―八
山崎　久　東池袋二―五七―二
若林菊一郎　目白二―一六―一九
大熊　春男　目白三―四―一三
菊地　金作　千早町四―三〇
葛本　博　池袋本町三―一〇―一八
関野　石一　千早町四―二八
春田　稔　長崎二―二四―二
☆町会長
渥美　壮一　南大塚二―四三―一〇
小倉　稔　駒込七―一〇―一〇
篠原　庄吉　南長崎一―七―一八
高橋　巌郎　東池袋五―二九―一〇
本橋　博　高松三―一二
☆関係各種団体の長
佐野　こう　東池袋四―三三―八
塚越きよ子　南長崎四―一九―六
水橋　きみ　東池袋五―三三―七

産業振興功労

加藤竹次郎　西池袋一―三三―一
工藤　正　池袋二―一〇三四
里見　正平　池袋二―一〇二六
谷矢　五郎　南長崎五―三―一七

区民のひろば

区政モニターから一言

場外馬券売り場設置に〝是と否〟

◇このような話しのないように…

最近、場外馬券売場がまた東池袋の繁華街に出来るという話ですが、昭和三十四年まで設置されていた場外馬券売場は、婦人団体が先立ちになって熱心に排除したことを思い出します。その後三回ほど設置の話が出てそのつど追い払いましたが、今度は設置の方向に行くようにも聞いています。環境整備費が中央競馬会から出るということですが、貧すれば鈍するというような形でお金をもらうのは反対です。必要悪といっても悪は悪であり、怠けても暮らせるということを心に植えつけてはならないのです。特にまじめで立派な青少年を育成するために、どんな悪影響を与えるかは万人の熟知しているところです。今後ともこのような話の出ることのないようにしていただきたいと思います。

◇十分検討し大所高所から…

場外馬券売場の設置については財政危機で抜本的な措置が迫られていることや、豊島区の躍進という見地から考え、既に設置済みの地区の経緯やその後の影響を十分検討して、大所高所から英断をもって措置していただきたいと思います。

今日のように文化が発展すると一つの区のカラに閉じ込もり生活することは困難です。交通機関も発達しているので、当区になくとも問題は五十歩百歩で、設置反対は総論賛成各論反対の住民感情であり、今日特有の地域エゴとも思えます。清濁併せのむの気概を持ち、真に思いを将来に致して、豊島区発展のため勇気をもって処していただきたいと思います。

慎重な審議を重ねています

この問題については、反対・賛成それぞれ多数の請願・陳情が区議会に提出されており、慎重な審議がもたれています。

区内の最高齢者

区長が訪問 長寿を祝福

熊谷　守一さん（95歳）

宇田川　仲さん（99歳）

9月15日の敬老の日、区内最高齢者の男女お二人に日比区長が訪問、長寿を祝い記念品をお贈りしました。長崎4丁目にお住いの宇田川仲さんは「今では生野菜やパンも好んでいただきますヨ」と幸せそう。千早町2丁目の熊谷守一さんは、有名な画家として広く知られ「長生きの秘けつは、無理をしないこと」と話されました。お二方とも区長に来年の再会を約束するほど、まだまだ元気いっぱいでした。

カメラニュース

プラットホーム完成 10月11日から開放

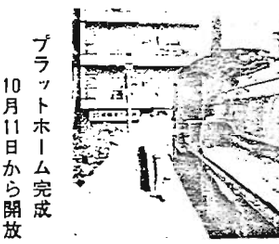

南大塚3の27大塚台公園に設置されている、C58型蒸気機関車にこどもたちが肌で感じとることができるよう、約百万円をかけて21メートルのプラットホームをつくりました。開放日は土曜・日曜の午後1～5時。この日は2人の機関手がわりの公園指導員がいますので、安心して遊べます。

テレビ・電子レンジ・ルームクーラーは…

粗大ゴミとして出す前に メーカーに連絡してください

皆さんのご家庭で使われているテレビ（白黒・カラー）、電子レンジ、ルームクーラーの中に、PCBを含んだ部品が使われています。このPCBを含んだ製品が、そのままゴミとして処分されますと、環境汚染の恐れがあります。

そこで都では、メーカーにこれら製品のPCB使用部分の除去を指導しています。

10月27日から集めるテレビ、電子レンジ、ルームクーラーについては、必ず次の手続きをしてください。

1 製造メーカーの相談窓口に連絡して点検を受けてください。

メーカーへの連絡はお早め（15日程前）に

2 メーカーは〝PCBを使っていない〟または〝PCBは取り除いた〟ことを証明する「検査済証」ワッペンを交付します。

ワッペン見本

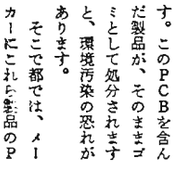

3 このワッペンの交付を受けてから、清掃事務所に電話で粗大ゴミ処理の申込みをしてください。

4 清掃事務所から集めに行った時には、必ずワッペンを製品に貼っておいてください。

◎お問い合わせは豊島清掃事務所（984－9681）まで

10月1日～10月7日 都民の安全と健康を守る 特別交通対策週間

悲惨な交通事故から子どもを守ろう

▽幼児は、少しの間もじっとしていないので、絶対に目を離さないようにしましょう。

▽幼児を連れて歩くときは、必ず幼児の手を握って、車の通らない側を歩かせましょう。

また、車の多い狭い道を通るときや、大通りの横断歩道を渡るときは、手の甲でなく、手首を握るようにしましょう。

▽幼児にとって、お母さんの存在は絶対で、なんでもお母さんのまねをします。まねをされてもよいように、お母さんはいつでも交通マナーを正しく守りましょう。

あなたの命を大切に

▽オートバイに乗るときは、頭の大きさに合ったヘルメットを、しっかりかぶりましょう。

▽高速道路を走るときは、シートベルトを締めましょう。

高速道路に入る前に、ドアがしっかりロックされているかどうかよく確めましょう。

違反なくして 住みよい街づくり

違反建築防止週間

今年も違反建築防止週間が、10月11日から始まります。期間は、10月17日までです。

この運動は、建設省の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に、建築物の安全性を確保しようとするものです。

当区でも、この運動の一環として、一斉公開建築パトロールを行い、違法な建築工事の早期発見、早期是正を図りますので、区民の皆様のご協力をお願いします。

10月11日から17日までの間、出張所窓口で「七五年建築のてびき」と「豊島区都市計画図」をセットでさしあげています。

緑の銀行をご利用ください

区では、『緑の銀行』を開設しています。この銀行は、区民の皆さんの中で、宅地内の建築などによって樹木が不要になった場合、登録をしていただき、一方で植樹を希望する方の申込みを受け、区が仲介して無料でお世話をするというものです。

区内に残るわずかな緑を守るために、ぜひご利用ください。

□不用樹木の申込み

樹木を提供しようとする方は、不用樹木登録申込書（環境課窓口にあります）を当係に提出していただきます。お急ぎの場合は、お電話でどうぞ。

なお、対象となる樹木の大きさは、おおむね目通り（目の高さで幹の周囲が）30㎝以下です。

□植樹の申込み

植樹を希望する方は、植樹希望登録申込書（環境課窓口にあります）を当係に提出していただきます。

□登録およびあっせん

区では、申込みを受けますと、「緑の銀行簿」に登録して、随時希望者相互にあっせんをします。

なお、登録期間は申込みを受けてから一か年以内とします。

□樹木の受渡し

希望者相互の話し合いによって取引きが成立した場合は、両者間で受渡しを行います。

□移植経費の負担

樹木の移植、運搬などに要する経費は、原則として植樹希望者の負担となります。

□公共施設への移植

植樹希望者のない樹木は、必要に応じて区が受領し、公園などの公共施設に移植します。

◎『緑の銀行』の窓口は、環境課環境整備係（内線2815）

メーカー相談窓口一覧表

メーカー名	受付窓口	電話番号	メーカー名	受付窓口	電話番号
ナショナル	港消費者ご相談センター	(03) 455－7664	富士電機	城西サービスセンター	392－6721
東芝	板橋消費者ご相談センター	972－6732	ゼネラル	東京サービスステーション・城北営業所	984－3441
日立	城西お客様相談センター	973－2111	コロムビア	東京サービスセンター	832－5121
三菱電気	板橋サービスステーション	956－7171	クラウン	営業サービス㈱「ダイエーBUBU」製品を含む	962－4111
三洋	城北サービスステーションお客様相談窓口	958－1261	リッカー	練馬支店	994－4118
シャープ	東京サービスセンター 城北サービスステーション	972－4649	ダイキン工業	東京支店・住宅空調東京営業部計画課	347－8211
ソニー	池袋サービスステーション	981－5141	フイルコ光洋	エアコンサービス・東京サービスセンター	542－8521
ビクター	関東サービス 東京無線センター	815－9171	三菱重工 日本ビクター	エアコン東京技術センター	454－3227
新日本電気	城北サービスステーション	934－5231	ゼネラルエアコン	東京流通センター	(0484) 43－8481

年金だより

納め忘れはありませんか

保険料の納め忘れはありませんか。48年3月分以前の未納保険料の納付取扱いは、50年12月末日限りです。納め忘れのために年金が受けられないことのないよう、今一度たしかめてみましょう。

未加入者に最後のチャンス

未納保険料の特例納付の措置がとられたことに伴って、国民年金に今まで加入していなかった方も、今年の12月末日までに未納分の保険料を全額払込めば、受給権（年金を受ける権利）が得られることになっています。ただし、この特例は強制加入該当者に限られます。

また、国民年金の強制加入者で過去に保険料の未納があった方も同様の特例納付により、一か月900円で納付することができます。

今一度ご自分の納付を確認し、加入のお申込み（適用係…内線2672）、納付書の請求（保険料係…内線2675）の手続きをしてください。

保険料の払込みについて

第3期（10月～12月）分の納付書は、10月上旬に発送しました。

納期限は10月31日です。忘れないうち、お早めにお近くの金融機関で納めてください。

なお、お忙しい方や留守がちの方は、保険料の自動払い（口座振替）制度をご利用ください。お申込みは、あなた（または配偶者）の預金口座のある金融機関で受け付けます。

また、保険料を納めることが困難な方（たとえば病気などで）には、保険料の免除制度があります。国民年金課調査係（内線2685）までご相談ください。

国民年金相談所を開きます

保険料の納付その他国民年金のことならなんでもご相談ください

◇日時…10月14・15日 10時～3時

◇場所…千早社会教育会館（千早町2～33）

◇対象…第6・7・8・9出張所管内にお住まいの方

◎お問い合わせは、国民年金課調査係（内線2685）まで。

消費生活移動展を開きます

豊島区及び東京都消費者センター池袋支所では、消費者問題の啓発を図るため、街頭にて消費生活移動展を開催します。

（内容）

▽展示…食品公害、合成洗剤、薬被害などのパネル及び現物展示

▽テスト…着色料検出テストなど

▽相談…消費生活及び薬事相談

（日時及び場所）

10月20日…池袋西口公園、21日…巣鴨駅北口、22日…大塚駅南口、23日…第6出張所前、24日…豊島公会堂前公園

時間はいずれも午前10時から午後3時30分。ただし、雨天中止。

あなたもかしこい消費者に

第6回消費者講座

◇10月13日（月）

「主婦のくらしを考える」

評論家　勝部三枝子氏

◇10月15日（水）

「生活協同組合について」

講師　未定

◇10月17日（金）

「洗剤を考える」

医科歯科大　柳沢文徳氏

◇定員…各50名

◇会場は3日間とも区民センターで、13日は第2会議室、15・17日は裁縫室です。時間はいずれも午後1時30分～3時30分

第3回消費者見学会

▽10月29日（水）

▽見学先…埼玉県秩父市織物組合直営工場

▽定員…100名

◎お申込みはいずれも消費経済係（内線2455～6）まで。10月11日から先着順に受付けます。

みんなかしあわせに暖かい手をさしのべよう……

秋です　催しのお誘い

猪苗代の自然に親しもう

とき…11月1日（土）午後3時～4日午前10時（3泊4日）
ところ…区立猪苗代青少年センター（福島県郡山市猪苗代町）
対象…区内在住在勤者。ただし3歳児未満を除く。また中学生以下の参加は引率者が必要。
定員と費用…50名　三千円（食事代・見学料等）宿泊料は無料
申込み受付…10月13日から社会教育課事業係（内線3465）まで。

バスハイクとみかん狩り

〃精神薄弱の方々へ〃 海の見える「みかん園」と「小田原城」で秋の一日をお楽しみください。
とき…11月1日午前8時出発
ところ…神奈川真鶴町みかん園他
対象…区内在住のちえおくれの方
定員と費用…160名　無料（お弁当お土産は区で用意します）
申込み…福祉係（内線2626）電話で受付中。定員次第締切

☆遺跡散歩のご案内

とき…10月25日午後1時半～4時
ところ…雑司が谷～護国寺まで
集合時間と場所…午後1時20分までに鬼子母神境内
定員と受付…40名　10月13日から社会教育係（内線3455）で先着順に受付。

区民文化作品展

とき…美術工芸部門　10月23日～27日▽文芸・手芸・写真部門―11月6日～9日各部門共午前10～午後7時（最終日は午後4時まで）
ところ…区民センター一階展示場
対象…出品に区内在住在勤の18歳以上の方、専門職等を除く。
出品部門＜美術工芸＞　日本画　洋画　彫刻　陶芸　染色　漆芸
＜文芸・手芸＞写真　書　俳句　短歌　手編み　刺しゅう
作品搬入…両部門共　10月20・21日午前10～午後7時まで区民センター5階史料展示室へお持ちください。
作品搬出…各部門の最終日午後4～5時に展示場でお返しします。
詳しくは…社会教育係まで。（内線3455）

第18回　豊島区立小・中学校作品展

区内小・中学校生徒が、工夫し創作した科学作品を区民センター（10月16～19日の午前9時半～4時半）で展示します。
＜主催＞　豊島区教育委員会

区民レクリエーション大会

＜出演者募集＞
とき…11月29日　午前10～4時
ところ…南大塚社会教育会館
出演内容…民踊　民謡　詩吟　剣舞　コーラス他　4分程度
申込み…10月25日までに直接当係か郵送で、但し80曲でメ切
詳しくは…体育係　内線3485

8ミリ映画講習会へ

とき…10月23・24日　11月5・6日の午後6～8時半まで。なお10月26日（日）に野外撮影を実施雨天の場合は11月2日になり11月5・6日の講習は11月10・11日の両日に延期になります。
ところ…区民センター5階暗室
費用…編集などの実費七百円とフィルムは各自負担。
申込み…10月20日午前9時～午後5時まで先着40名（実費をそえて）に限り図書館視聴覚係（内線3521）まで。

勤労青少年の〃着物着付〃講習会

区内在住在勤の勤労青少年で30歳以下の方を対象に開きます。
とき…11月4日から毎週火曜の8回コース　午後6～8時
費用…無料　ただし各自使用する器具代、約三千五百円は負担
定員・申込み…30名　10月11～22日まで当センターで受付。定員超過の場合は、25日に公開抽せんし本人あて通知します
詳しくは国電大塚駅北口三分勤労青少年センター915―2334へ

季節の料理教室開く

区内在住の成人男女を対象に、次の二会場で開きます。
ところ・定員…
・千早社会教育会館＝974―1335　千早町2の33　35名
・南大塚社会教育会館＝946―4301　南大塚2の36　24名
とき…両会場共　10月23日～12月11日までの木曜で8回コース
いずれも午前10～正午まで
申込み…ハガキ一枚持参のうえ10月14日午前10時～午後3時まで、ご希望の会場へ。10月16日に抽せん受講者を決めます
費用…無料　ただし教材費四千円は各自負担で22日まで納入
抽せん結果はご通知します。
電話の問い合わせはご遠慮をくわしくは、会場へ。

楽しい〃民踊教室〃

とき…10月17日　午後1～3時
ところ…青年館　985―6740
指導…区民踊連盟指導員
費用は無料。希望者は直接会場へ
くわしくは体育係・内線3485

特別教養講座にどうぞ

テーマ…婦人問題『国際婦人年に思うこと・メキシコ報告』
講師…評論家　吉武輝子先生
とき…10月17日　午後6時半から
ところ…区民センター音楽室
費用と定員…無料　130名　入場自由で希望者は直接会場へ
くわしくは事業係・内線3465

《十月走ろう会》

あなたも、十月のさわやかな風の中を走ってみませんか…。お待ちしています。
とき…10月12日　午前9～10時半
ところ…長崎中学校庭　983―6476
詳しくは体育係　内線3485

病気と食事のとり方

講習会

▽10月28日糖尿病の食事のとり方
▽〃　29日胃潰病の食事のとり方
▽〃　30日肝臓病の食事のとり方
いずれも午後1時半～3時半
ところ…池袋保健所　栄養指導室
申込み…栄養指導係　4171

成人病教室のお知らせ

ところ…池袋保健所　講堂
◇第一回・10月14日「高血圧と健康管理」女子栄大香川芳子教授・15日「高血圧の正しい食事のとり方」保健所栄養士
◇第二回・10月20日「高血圧と健康管理」女子栄大秋山房雄教授・21日「高血圧の正しい食事のとり方」保健所栄養士
いずれも午後1時半～3時半
費用は無料です。ご希望の方は池袋保健所　937―4171へ。

おとしよりのために

「老人大学」受講者募集

テーマは「男と女」。男として女として歩んできた人生を共に語り、より相互理解を深めるための大学で、関心ある一般の方も歓迎

月日	テーマ
10月25日（予定）	身体面の老化の違い
10月28日	精神面の老化の違い
10月29日	横浜・お茶飲み友達紹介所からの報告
11月1日	座談会・映画「おじいちゃんの恋人」をみて
11月5日	男にとっての結婚　女にとっての結婚
11月6日	若い人の男女の理想像について
11月8日	教育の中にみる男と女　一家庭科教育―
11月10日	メキシコにおける国際婦人年会議からの報告とその背景にあるもの
11月12日（予定）	私の生き甲斐
11月13日	まとめ（感想会）

＜60歳以上の方＞定員100名。
＜一般の方＞50歳以下の成人で、老人問題に関心ある方　若干名。
いずれも対象は区内在住者です
申込み…10月11日から南池袋3の5の12老人福祉センター事業係984―5896で先着順に受付▼日程は左表のとおり▼会場は当センターで各日共午前10時半～正午

□老人健康診査お済みですか
＝10月31日までです＝
明治43年4月1日以前に生まれた方を対象に行っています。受診券が届かない方は、保健係（内線2531）までご連絡ください。

おとしよりの方に

□寝具の洗濯乾燥
ねたきりで老人福祉手当を受けている方がお使いになっている寝具類（敷ぶとん・掛ぶとん・毛布各一枚と枕）を、1か月おきに洗濯、乾燥をしてさしあげます。作業は委託、費用は全額区で負担。
□出張理容＝無料＝
同じく手当を受けている、ねたきりのおとしよりです。近くの理容店がお宅まで出張いたします。
ご希望の方は、老人福祉課、（内線2632）までどうぞ。

ねたきりのおとしよりの方に

□寝具の洗濯乾燥
ねたきりで老人福祉手当を受けている方がお使いになっている寝具類（敷ぶとん・掛ぶとん・毛布各一枚と枕）を、1か月おきに洗濯、乾燥をしてさしあげます。作業は委託、費用は全額区で負担。
□出張理容＝無料＝
同じく手当を受けている、ねたきりのおとしよりです。近くの理容店がお宅まで出張いたします。
ご希望の方は、老人福祉課、（内線2632）までどうぞ。

無料相談のご案内

◆不動産の街頭相談…

土地・建物に関するすべての相談に応じ、弁護士もまいります。
とき…10月18日午前10～午後4時
ところ…三越池袋店裏口横

◆クスリの街頭相談…

区薬剤師会と都が共催で開きます。医薬品使用の時期・益・方法など、お気軽にご相談ください。
とき…10月14・15日前10～後4時
ところ…国電池袋駅中央地下道日興証券前

◆食品衛生の街頭相談…

食品衛生について、いろいろな疑問にお答えします。
・10月22日　午前10～午後3時　東武百貨店地下1階入口
・10月23日　午前10～午後3時　共鳴西友ストアー隣り駐車場

＜保育園＞アルバイト募集
数種は保母・用務・給食・特例保母（いずれも女性、若干名）
詳しくは保育課（内線2721）

◆奨学生募集

豊島区に住所のある方で、高校大学の各10名で奨学金は月額…高校生千円・大学生4千円で、返還の義務はありません。応募用紙交付締切は10月31日、応募の締切は11月5日（正午）までです。
・詳しいことは…南池袋1～16～15　西武鉄道ビル内池袋育英奨学会事務局984―3211

◆結婚式場のご利用◆

区では、廉価な費用で区民の方々のため、結婚式の運営をしております。
シーズンの十月・十一月に、まだご利用出来る日がありますので、申込を、おまちしています。
◎問い合わせ…豊島振興会館　987―3775

"区の大切な財源、タバコは区内で買いましょう"

豊島都税事務所から

◇ 10月から新しい事業所税が課税になります

○都市環境の整備充実の財源
わたしたちの住む東京をはじめ大都市では、人口と産業の集中の結果、学校、保育所、病院、上下水道、道路などの建設整備や公害防止、防災事業にあてる財源が著しく不足しております。
そこで、これらの財源にあてるため、企業にも応分の負担をしていただくように、新たに「事業所税」が創設されました。
○納税義務者は、23区内で事業を行う法人、個人と事業所の建築主
この税は、次の二つからなるという特色をもっています。
（一）事業にかかる事業所税
事業そのものを対象とし、税額の計算方法によって、さらに中味が次の二つにわかれます。
(1)資産割――事業所の床面積を基準に計算
(2)従業者割――従業者に支払った給与総額を基準に計算
納税義務者は、(1)資産割については、事業所用床面積が、23区内を合算して千平方メートルを超えて事業を営む法人、個人、(2)従業者割については、事業所の従業者数が、23区内合算して、130人を超えて事業を営む法人、個人です。
（二）新増設にかかる事業所税
23区内での事業所用家屋の新増設を対象として課税されます。
納税義務者は、1棟の事業所用床面積が二千平方メートルを超える家屋を新増築した建築主です。
○事業所税は申告納付制度
事業所税は、納税者から直接申告納付していただくことになります。税額の計算方法、申告方法、免税点、課税標準の特例など詳しいことは、事業税課事業所税主査（電話　981―1211内線222）にお尋ねください。